

# 一般社団法人 日本保健福祉ネイリスト協会 受講規約

福祉ネイリスト®養成講座受講規約(以下「本規約」といいます。)は、一般社団法人日本保健福祉ネイリスト協会(以下「当協会」とします)が、JHWN認定福祉ネイリスト®資格を付与する権利を保有する学校として認定した者(以下「認定校」とします)と、講座の受講を希望する者(以下「受講者」とします)との受講上の契約事項を定めたものです。

## 第1条(目的)

本規約は、認定校及び受講者が遵守すべき事項について定め、当協会の指導にのっとり認定校が講座運営を適切にすることを目的とする。

## 第2条(受講料)

受講者は認定校に対して次の該当するコース(以下「本講座」とします)の受講料を支払うものとする。

- 1)一般コース(JNEC3級もしくはネイルスクールが初めての方) 金88,000円(税込) 計21時間(1回3時間の講習を7回)教材費、協会推奨スタート教材一式
- 2)ネイリストコース(JNEC2級以上) 金44,000円(税込) 計10時間(1回5時間の講習を2回)教材費 ※ネイリストコースの場合、証明書の提出を必要とする。

## 第3条(登録料)

受講者は、当協会に対して申し込みの際に登録料として3,000円(税込)を支払うものとします。

## 第4条(受講申込)

- 1、受講者は認定校に対して別途定める申込用紙に全て記載の上、講座受講申込みを行うものとします。
- 2、受講者は受講開始時点で年齢が16歳以上で、成人に達するまでは親の同意の上、受講申込を行うものとします。

## 第5条(受講申込の承諾)

- 1、受講申込を受けたのち、受講者に対して本講座の受講を承諾する旨と、受講料の支払案内を認定校より通知するものとします。
- 2、認定校が定めた支払期日までに受講者が登録料及び受講料の支払いをしない場合、認定校は受講者の受講申し込みを撤回したものとみなす。

## 第6条 (受講の不承諾)

受講申込をした者が以下の何らかの項目に該当する場合、認定校がその者の入会を承認しないことがあります。

- 1)過去に本規程違反等で除名処分を受けたことがある場合
- 2)受講申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合

## 第7条(登録料及受講料の返金)

一度お振り込みいただきました受講料及び登録料の払い戻しはいかなる場合も致しません。

## 第8条(卒業試験)

- 1、受講者は、本講座修了に際して、卒業試験(実技試験)及び実地研修試験を受けなければならぬものとします。但しネイリストコースは実地研修試験のみとします。
- 2、実地研修試験までに賠償責任保険への加入が必須となります。賠償責任保険の補償内容に関しては、協会の施術メニュー内容が補償されるもの、また、ご自身の身を守れる保険内容のものにご加入ください。但し、第4条2項に該当する者は、親の同意のもと、加入すること。
- 3、卒業試験(実技試験)及び実地研修試験に合格した受講者は、当協会の会員たる福祉ネイリストの資格を取得したものとし、ディプロマ及び会員バッジの交付を受けるものとします。
- 4、卒業試験(実技試験)及び実地研修試験に合格しなかった受講者は、当協会または認定校が定める再試験料を支払い、再試験を受けるものとする。
- 5、補講を行う場合には受講者は、当協会または認定校が定める補講料を支払い、補講を受けるものとする。

## 第9条(受講期限)

受講期限は初回授業実施日から1年間とします。万一、期限を超えた場合は、受講者は第2条に定める費用を再度、認定校に対して支払わなければならないものとする。

## 第10条(著作物等)

本講座の受講において受領した教材等の著作物に関する著作権及びその他知的財産権は当協会に帰属し、当協会の事前承諾を得ずには、これらを侵害する次の各号に定める行為を行うことを禁止します。

- 1) 本著作物の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- 2) 本著作物の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- 3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物を複製・改変等して第三者に配布する行為
- 4) その他、本著作物の著作権及び知的財産権を侵害する行為

## 第11条(遵守事項)

受講者は、本講座を受講するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- 1) 当協会及び認定校講師等の指示に従うこと。
- 2) 他の受講者の迷惑になる行動をしないこと。
- 3) 本規約又は法令に違反しないこと。
- 4) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行わないこと。
- 5) その他、受講者として、認定校または当協会が不適切と判断する行為を行わないこと。

## 第12条(受講者資格の取消)

受講者が、本規約に違反する場合、認定校は事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該受講者の受講資格を停止、又は将来に向かって取り消すことができるものとします。

## 第13条(損害賠償)

- 1、受講者が認定校または当協会に損害を与えた場合、受講者は一切の損害を賠償するものとします。

2、受講者が本講座に起因又は関連して、他の受講者その他第三者との間でトラブルを生じた場合、認定校または当協会に過失による場合のほか一切その責任を負わないものとし、受講者は自己の費用と責任において、当該トラブルを解決するものとします。

#### 第14条(個人情報の取り扱い)

##### 1、個人情報の利用目的について

取得した個人情報は、受講者の許可なく認定校または当協会で必要とされる作業の範囲内以外の目的では使用しません。

##### 2、第三者への個人情報の提供について

取得した個人情報は、あらかじめ受講者の同意を得てある場合又は法律上公的機関へ届出・提出が必要な場合を除いて第三者への開示や提供をしません。

##### 3、個人情報の開示・訂正・削除について

取得した個人情報の内容の訂正や変更、追加又は削除の要求があった場合には、必ず受講者本人からの申し出であることを確認し、すみやかに対応します。

##### 4、お問い合わせ窓口について

お問い合わせ窓口は認定校である。

##### 5、個人情報保護責任者について

個人情報保護責任者は当協会代表理事 荒木ゆかりである。

#### 第15条(規約の変更)

当協会は、事前の連絡なく本規約の全部又は一部を変更することができるものとします。当協会より変更された本規約は、当協会のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発し、以後当該変更された本規約が適用されるものとします。

#### 第16条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 付則

本規約は令和7年1月1日より実施するものとします。

年      月      日

認定校名: \_\_\_\_\_

講師氏名: \_\_\_\_\_

受講者氏名: \_\_\_\_\_

# 一般社団法人 日本保健福祉ネイリスト協会 会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、一般社団法人日本保健福祉ネイリスト協会(以下「当協会」と、一般社団法人日本保健福祉ネイリスト協会員(以下「会員」と)との関係に適用し、運営ならびに会員活動の基本的事項を定めるものです。

## 第1条 (目的)

本規約は、会員が遵守すべき事項について定め、会員運営を適切にすることで会員が協会理念を達成することを目的とする。

## 第2条(会員)

本規約における会員とは、次の要件をすべて満たした者をいう。なお、会員は個人もしくは個人事業主のみとする。

- 1)受講規約第8条2項に該当し、かつ、該当した日の属する年の翌年1月1日以降に本規約第5条1項記載の年会費を納入した者
- 2)当協会の目的に賛同し、かつ、当協会の活動を支援する者

## 第3条 (会員規約の適用)

本規約は、すべての会員に適用するものとし、会員は受講規約第8条2項に該当した時点で本規約を遵守することを承認しなければならない。

## 第4条(会員の義務)

- 1、会員は当協会が定める年会費を定められた期日までに、当協会が定めた方法により納入しなければならない。
- 2、賠償責任保険へ加入していること。但し、賠償責任保険の補償内容に関しては、協会の施術メニュー内容が補償されるもの、また、ご自身の身を守れる保険内容のものにご加入ください。
- 3、会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等に変更があったときは遅滞なくその旨を当協会事務局にメールにて連絡しなければならない。
- 4、前項の規定に係わらず、会員が当該通知を怠った場合、そのことに起因する会員の不利益に関しては、当協会は一切その責を負わない。
- 5、当協会を退会・休会しようとするときは、事務局へ連絡し、当協会が定める退会・休会届を提出する。

## 第5条(会員資格の更新)

- 1、会員は、毎年1月1日以降に更新手続きを行わなければならない。なお、更新手続きの際は、当協会の定める年会費を、定められた期日までに当協会が定めた方法により納入しなければならない。
- 2、前項の納入後、会員が会員資格を喪失した場合(第11条に記載)その理由の如何を問わず、当協会は会員もしくは会員の相続人(会員が死亡もしくは失踪宣告を受けた場合)に対して、それまでに受け取った金員は一切返還しない。

## 第6条(休会)

- 1、休会を希望するときは当協会所定の休会届を提出すること。
- 2、休会は休会届提出後1年間を限度とする。いかなる場合も、期間の延長はいたしません。
- 3、年会費を支払った年の途中で休会した場合、翌年復帰した際にはその年の年会費は免除とする。
- 4、休会した会員が復帰を希望する場合は、会員復帰申請書を事務局へ提出し、休会期間の変更点等は協会HP、福祉ネイリスト限定Webサイトを確認すること。

## 第7条（権利譲渡）

会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

## 第8条（禁止行為）

- 1、会員は、次の各号に該当する行為をしてはならない。なお、会員が本条項に反した行為を行った場合、当協会は、直ちに当該会員資格を停止させ、損害が発生した場合、被った損害の賠償を当該会員に請求することができる。
  - 1)自己又は第三者の利得に資する目的で当協会に対して行う虚偽の報告、不正行為、その他当協会の信用の失墜をきたすような背信行為
  - 2)当協会又はその関係者の財産、プライバシーを侵害し、もしくは侵害する恐れのある行為、又は誹謗中傷し、名誉を傷つける行為
  - 3)会員や協会関係者に対するMLM(ネットワークビジネス)や保険、宗教その他当協会が提供するサービス以外の為にする勧誘行為。
  - 4)本規約又は法令に違反し、もしくは違反する恐れのある行為
- 2、会員が前項に該当した場合又は該当しなくとも当協会に損害を与えた場合、当協会は理事会の決議により会員を除名することができる。
- 3、前項により、会員が除名された場合、当該会員は当協会に対して一切の損害賠償請求はできない。

## 第10条（商号及び商標等の利用）

当協会の商号及び商標等を自己又は第三者の為に利用する場合は、事前に当協会の承認を得ることを要する。なお、資格喪失以後は一切利用不可とする。

## 第11条（個人会員資格の喪失）

個人会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- 1)当協会に所定の退会届を提出したとき。
- 2)本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- 3)未納
- 4)除名

## 第12条（会員規約の変更）

本規約は、諸般の事情により予告なく変更することがある。変更の際は、公表した時点で、変更後の内容を有効とする。

## 第13条（免責）

当協会は、会員に対し、ある一定の利益や成果、有益な機会の提供等を保証するものではなく、又、会員が当協会において諸活動を行うにつき、自らの責任においてこの全ての活動を行い、当該活動に関連して会員その他第三者に損害・トラブルが生じた場合でも、当協会はその責を負わない。

#### 第14条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 付則

本規約は令和7年1月1日より実施するものとします。

一般社団法人日本保健福祉ネイリスト協会

代表理事 荒木 ゆかり